

松阪市立小中学校体育館空調設備整備DB事業
事業契約書（案）（修正版）

令和8年●月●日

松阪市

目 次

第1章 用語の定義	1
第1条（定義）	1
第2章 総則	2
第2条（目的）	2
第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務）	2
第4条（構成企業の連帯責任）	2
第5条（本事業の概要）	2
第6条（事業日程及び法令等の遵守）	2
第7条（契約期間）	2
第8条（事業実施場所の変更）	2
第9条（構成企業の資金調達）	2
第10条（構成企業が第三者に与えた損害）	3
第10条の2（事業計画書）	3
第3章 空調設備の設計業務	3
第1節 事前調査業務	3
第11条（事前調査業務）	3
第12条（事前調査業務に関する第三者の使用）	3
第13条（事前調査業務の責任）	3
第2節 設計業務	4
第14条（空調設備の設計）	4
第15条（進捗状況の報告）	4
第16条（設計業務に関する第三者の使用）	4
第17条（設計業務に関する第三者の使用責任）	4
第18条（設計業務の完了）	5
第3節 設計の変更	5
第19条（市の請求による設計の変更）	5
第20条（設計企業の請求による設計の変更）	5
第4章 空調設備の施工業務及び工事監理業務	6
第1節 施工業務	6
第21条（基本方針）	6
第22条（空調設備の施工）	6
第23条（空調設備の施工業務に関する許認可及び届出等）	6
第24条（事業実施場所の管理等）	7
第25条（空調設備の施工業務に関する第三者の使用）	7
第25条の2（現場代理人及び主任技術者等）	7
第25条の3（工事関係者に関する措置請求）	7
第26条（施工業務の責任）	8
第27条（施工業務に伴う近隣対策等）	8
第28条（廃棄物の処理等）	8
第28条の2（臨機の措置）	9
第29条（施工企業による空調設備の完成検査）	9
第29条の2（施工業務の完了）	9
第2節 工事監理業務	9

第 30 条 (空調設備の工事監理)	9
第 31 条 (空調設備の工事監理業務に関する第三者の使用)	10
第 32 条 (工事監理業務の責任)	10
第 3 節 市による確認	10
第 33 条 (市による説明要求及び事業実施場所立会い等)	10
第 33 条の 2 (工事材料の品質及び検査等)	10
第 4 節 完成確認	11
第 34 条 (市による空調設備の完成確認)	11
第 5 節 工期等の変更等	11
第 35 条 (工期等の変更)	11
第 36 条 (工期変更に伴う費用負担)	11
第 6 節 空調設備の引渡し及び供用開始	12
第 37 条 (空調設備の引渡し及び供用開始)	12
第 7 節 契約不適合責任	12
第 38 条 (空調設備の契約不適合責任)	12
第 38 条の 2 (契約不適合責任期間等)	12
第 39 条 (工事による損傷補修責任)	13
第 5 章 モニタリング	13
第 40 条 (モニタリング)	13
第 6 章 その他の業務	13
第 41 条 (その他の業務)	13
第 7 章 本事業に係る対価の支払い	14
第 42 条 (設計業務、施工業務、工事監理業務に係る対価の支払)	14
第 42 条の 2 (前金払及び中間前金払)	14
第 42 条の 3 (保証契約の変更)	15
第 42 条の 4 (前払金の使用等)	16
第 42 条の 5 (部分払)	16
第 42 条の 6 (部分引渡し)	17
第 42 条の 7 (債務負担行為に係る契約の特則)	17
第 42 条の 8 (債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)	17
第 42 条の 9 (債務負担行為に係る契約の部分払の特則)	17
第 42 条の 10 (第三者による代理受領)	17
第 42 条の 11 (前払金等の不払に対する業務中止)	18
第 43 条 (対価の減額・改定)	18
第 8 章 契約の終了	18
第 44 条 (構成企業の債務不履行等による契約解除)	18
第 44 条の 2 (契約が解除された場合等の違約金)	19
第 44 条の 3 (独占禁止法による契約解除)	20
第 44 条の 4 (市の任意解除権)	20
第 44 条の 5 (賠償の予約)	20
第 44 条の 6 (解除に伴う措置)	21
第 45 条 (市の債務不履行による契約解除)	21
第 46 条 (法令変更による契約解除)	22
第 47 条 (不可抗力による契約解除)	22

第 48 条（終了手続の費用負担）	22
第 9 章 表明・保証及び誓約	22
第 49 条（事実の表明・保証及び誓約）	22
第 10 章 契約保証金等	23
第 50 条（契約保証金等）	23
第 11 章 付保すべき保険等	24
第 51 条（付保すべき保険等）	24
第 12 章 法令変更	24
第 52 条（通知の付与及び協議）	24
第 53 条（法令変更による増加費用・損害の扱い）	24
第 13 章 不可抗力	24
第 54 条（通知及び協議）	24
第 55 条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）	25
第 14 章 雑則	25
第 1 節 著作権等	25
第 56 条（提出書類の著作権等）	25
第 57 条（著作権その他の権利の侵害の防止）	25
第 58 条（特許権等の使用）	26
第 2 節 その他	26
第 59 条（公租公課の負担）	26
第 60 条（協議）	26
第 61 条（秘密保持）	26
第 62 条（請求、通知等の様式その他）	27
第 63 条（延滞利息）	27
第 64 条（誓約書の提出）	27
第 65 条（解釈等）	27
第 66 条（準拠法）	27
第 67 条（管轄裁判所）	27
別紙 1 対象校一覧	30
別紙 2 日程表	31
別紙 3 法令等の遵守	32
別紙 4 提出書類	35
別紙 5 支払金額等	42
別紙 6 不可抗力による増加費用及び損害の負担	44
別紙 7 法令変更による増加費用及び損害の負担	45
別紙 8 構成企業が付保する保険契約	46

松阪市立小中学校体育館空調設備整備DB事業 事業契約

松阪市（以下「市」という。）と●、●及び●は、松阪市立小中学校体育館空調設備整備DB事業（以下「本事業」という。）に関して、松阪市立小中学校体育館空調設備整備DB事業 事業契約（以下「本事業契約」という。）をここに締結する。なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、松阪市議会の議決がなされたときは、これを本契約とする。

第1章 用語の定義

第1条（定義）

本事業契約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)対象校 別紙1に記載する松阪市立小中学校40校を個別に又は総称していう。
- (2)事業実施場所 別紙1に記載する松阪市立小中学校の体育館等、室外の機器施工場所及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (3)空調設備 空調設備とは、本事業において新たに整備される室内機、室外機及び配管等を含む冷暖房設備及び換気設備をいう。
- (4)入札説明書等 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、様式集をいう。
- (5)設計業務 入札説明書等に定められた空調設備の設計業務をいう。
- (6)施工業務 入札説明書等に定められた空調設備の施工業務をいう。
- (7)工事監理業務 入札説明書等に定められた空調設備の工事監理業務をいう。
- (8)入札説明書 本事業に関し、令和8年5月7日に公表された「松阪市立小中学校体育館空調設備整備DB事業 入札説明書」（公表後に変更されたものを含む。）をいう。
- (9)要求水準書 本事業に関し、令和8年5月7日に公表された「松阪市立小中学校体育館空調設備整備DB事業 要求水準書」（公表後に変更されたものを含む。）をいう。
- (10)要求水準 入札説明書等に記載された本事業の遂行に当たって、構成企業が満たすべき最低水準をいう。
- (11)入札説明書等に関する質問への回答 入札説明書等に関して提出された質問書を基に市が作成し、令和8年6月19日に公表された回答書をいう。
- (12)事業者提案書類 構成企業が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (13)設計計算書 対象校ごとの熱負荷計算書、機器選定書、幹線サイズ計算書など必要な設計計算に係る書類をいう。
- (14)設計図 対象校ごとの空調設備設計図、電気設備設計図など空調設備の施工に係る書類をいう。
- (15)設計書類等 設計計算書、設計図を含め、入札説明書等で提出することとされた設計業務完了後に市に提出する一切の書類をいう。
- (16)設計企業 本事業のうち、設計業務を行う●●●●【企業名を記載】をいう。
- (17)施工企業 本事業のうち、施工業務を行う●●●●【企業名を記載】をいう。
- (18)工事監理企業 本事業のうち、工事監理業務を行う●●●●【企業名を記載】をいう。
- (19)構成企業 本事業を実施する設計企業、施工企業及び工事監理企業（連絡調整などの業務がある場合は当該業務を実施する企業を含む。）を個別に又は総称していう。
- (20)代表企業 構成企業を代表する●●●●【企業名を記載】をいう。
- (21)業務水準 設計業務は入札説明書等、事業者提案書類に記載の設計業務に係る内容及び水準、施工業務は入札説明書等、事業者提案書類及び第18条第1項により市の確認を得た設計書類等に記載の施工業務に係る内容及び水準、工事監理業務は入札説明書等、事業者提案書類及び第18条第1項により市の確認を得た設計書類等に記載の工事監理業務に係る内容及び水準をいい、各業務に係る内容及び水準をいう。
- (22)不可抗力 暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然現象（要求

水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）、又は戦争、騒擾、テロリズム、反乱、革命、暴動その他の人為的な現象であつて、市又は構成企業のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令変更は、「不可抗力」に含まれない。

第2章 総則

第2条（目的）

本事業契約は、市及び構成企業が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な双方の義務等の事項を定めることを目的とする。

第3条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務）

- 1 構成企業は、本事業が小中学校の体育館等を対象として行われる事業であつて、高度の公共性を有することを十分理解し、本事業の実施にあつては、その趣旨を尊重する。
- 2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。
- 3 構成企業は、市が本事業に関し、起債、補助金又は交付金を申請する場合又は許認可等の取得又は届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他市が必要とする事項について、構成企業の費用負担にて、協力するものとする。

第4条（構成企業の連帯責任）

- 1 本事業契約において、構成企業の義務と規定されているものについては、全ての構成企業が連帯して責任を負う。
- 2 代表企業は、構成企業を統括し、構成企業をして、市に対し、本事業のうち構成企業が担当する業務につき、法令及び業務水準に従つて誠実に遂行させる義務を負う。
- 3 代表企業は、契約期間中、設計業務、施工業務、工事監理業務及びその他本事業に付随関連する業務を総合的に調整し把握する総括責任者を代表企業の従業員から1名定めて事業期間中配置しなければならない。
- 4 構成企業は、入札説明書等に定めるところに従い、設計責任者、施工責任者、工事監理責任者を配置しなければならない。

第5条（本事業の概要）

- 1 本事業は、事業実施場所についての設計業務、施工業務及び工事監理業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。
- 2 構成企業は、本事業を、法令及び入札説明書等に従つて誠実に遂行しなければならない。

第6条（事業日程及び法令等の遵守）

本事業は、別紙2の日程表に従い、別紙3の法令等を遵守して遂行するものとする。

第7条（契約期間）

本事業契約の期間は、松阪市議会の議決及び国による本事業の繰越（翌債）承認により本事業契約の効力が生じた日から令和9年10月31日までとする。構成企業は、契約期間中、業務水準を満たす状態を保持する義務を負う。

第8条（事業実施場所の変更）

契約期間中、対象校の統廃合等により、事業実施場所を変更する必要がある場合には、構成企業は、市の指示に従い、事業実施場所を変更するものとする。

第9条（構成企業の資金調達）

本事業契約の締結及び履行その他本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、全て構成企業が負担する。

第 10 条（構成企業が第三者に与えた損害）

- 1 構成企業が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、構成企業は、その損害を賠償しなければならない。ただし、本事業の実施に伴い通常避けることのできない事由（要求水準を超えて事業者提案内容を充足するための事由を除く。）によるものについて、市と協議の結果、市が賠償することを相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 市は、前項に規定する損害を構成企業に代わって第三者に賠償する場合、事前に構成企業に通知するものとし、市が第三者に対する賠償を行ったときは、構成企業に対し、賠償した金額を求償することができる。構成企業は、市からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。
- 3 第 1 項の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、市と構成企業は協力してその処理解決に当たるものとする。

第 10 条の 2（事業計画書）

構成企業は、本事業契約締結後、別紙 4（1.1.事業計画書）に定める事業計画書を市へ提出してその承認を得るものとする。

第 3 章 空調設備の設計業務

第 1 節 事前調査業務

第 11 条（事前調査業務）

- 1 設計企業は、自らの責任において、本事業契約締結後、設計業務、施工業務及びその他本事業契約に規定する業務の実施に必要な事前調査（以下「事前調査業務」という。）を行わなければならない。
- 2 事前調査業務の実施にあたっては、学校教育活動等に支障がないよう、市と十分協議を行い、調査スケジュールや調査体制等を明記した現地調査計画書を作成し、市及び対象校に提出しなければならない。
- 3 第 1 項の事前調査業務を行った結果、事業実施場所が空調設備の施工に支障を来す状態にある場合には、設計企業と市は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、必要であると市が認めた場合、施工企業に当該状態の除去修復をさせるものとする。市は、協議の結果に基づいて施工企業が実施した除去修復に起因して施工企業に発生した増加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、施工企業は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

この場合に、構成企業が、別紙 2 の日程表に記載の供用開始日（第 35 条又は第 37 条により変更された場合には当該開始日）を遵守できないことを理由として、市に対し、工期の変更を請求したときは、市と構成企業は協議により当該変更の当否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第 35 条第 1 項の規定に従うものとする。ただし、構成企業の責めに帰すべき事由による場合は、工期の変更は行わない。

第 12 条（事前調査業務に関する第三者の使用）

設計企業は、前条の事前調査業務を行うにあたって、第三者を使用する場合、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

第 13 条（事前調査業務の責任）

- 1 第 11 条の規定により実施した事前調査業務における不備や誤り等から発生する一切の責任は設計企業がこれを負うものとし、市は当該不備や誤り等に起因して発生する一切の増加費用を負担しない。
- 2 前条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて設計企業の責任において行うものとし、事前調査業務に関する第三者の行為はすべて設計企業の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて設計企業の責めに帰すべき事由として、設計企業が責任を負うものとする。
- 3 市は、市が有する図面、データ等の提供を理由として、本事業契約に基づいて設計企業が行う業務の全部又は一部について、責任を負うものではない。

第 2 節 設計業務

第 14 条（空調設備の設計）

- 1 設計企業は、本事業契約の締結後速やかに、別紙 3 の法令等を遵守のうえ、業務水準に基づき、又第 11 条から第 13 条に規定する事前調査業務の結果を踏まえ、設計業務着手前に市と十分協議を行ったうえで、設計業務を行うものとする。
- 2 設計企業は、設計業務着手前に、別紙 4（1.3.設計業務に係る計画書等）に定める書類を市へ提出してその承認を得るものとする。
- 3 設計企業は既存建物や対象校周辺への影響が極力少なくなるよう配慮して、第 1 項の規定による設計業務を行うとともに、空調設備の設置場所については、市及び対象校と協議のうえ、指示に従うものとする。
- 4 設計企業は本章に規定する空調設備の設計及びこれに付随する業務を実施するにあたっては、その時期及び実施方法等について、事前に市及び対象校と十分協議し学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。
- 5 設計企業は成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項で別紙 4（1.3.設計業務に係る計画書等）に定める書類を市に提出しなければならない。また、照査技術者を変更した時も同様とする。

第 15 条（進捗状況の報告）

- 1 設計企業は、市に対し、設計業務の進捗状況に関して、定期的に報告し、別紙 4（2.1.設計業務に係る報告書等）に定める書類を市へ提出してその確認を得るものとする。
- 2 前項にかかわらず、市は設計業務の進捗状況に関して、適宜、設計企業に対して報告を求めることができるものとする。
- 3 市は前二項の報告を理由として、空調設備の設計及び施工の全部又は一部について、責任を負担するものではない。

第 16 条（設計業務に関する第三者の使用）

- 1 設計企業は、設計業務の一部に限って第三者に再委託できるものとし、業務の全部を第三者に再委託することはできない。
- 2 設計企業は設計業務を行うにあたって、第三者を使用する場合は、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

第 17 条（設計業務に関する第三者の使用責任）

- 1 設計企業は設計業務に関する一切の責任（業務上の誤りや不備、設計企業の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負うものとする。
- 2 前条の設計業務に関する第三者の使用はすべて設計企業の責任において行うものとし、設計業務に関して構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて設計企業の行為とみなし、

当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて設計企業の責めに帰すべき事由として、設計企業が責任を負うものとする。

第 18 条（設計業務の完了）

- 1 設計企業は、対象校の空調設備の設計を行い、これらを完了した場合には、市に対し、速やかに別紙 4（2.1.設計業務に係る報告書等）に定める書類・図面等を提出し、市は確認を行うものとする。
- 2 市は、別紙 4（2.1.設計業務に係る報告書等）に定める書類・図面等と入札説明書等及び事業者提案書類との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致が生じている設計箇所及びその内容を設計企業に対して通知し、修正を求めることができる。
- 3 設計企業が前項の規定による通知を受領した場合、設計企業は、自らの責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を市に報告し、市は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因して、空調設備の施工業務に遅延が見込まれる場合、別紙 2 の日程表に記載の供用開始日（第 35 条又は第 37 条により変更された場合には当該開始日）の変更及びその変更による費用等の負担は、第 35 条第 1 項及び第 36 条第 3 項の規定に従うものとする。
- 5 市は、第 1 項に規定する書類・図面等を受領し確認を行ったこと、設計企業に対して第 2 項に規定する通知を行ったこと又は第 3 項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、空調設備の設計及び施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

第 3 節 設計の変更

第 19 条（市の請求による設計の変更）

- 1 市は、設計の変更について、必要があると認めるときは、別紙 4（2.1.設計業務に係る報告書等）に定める書類・図面等の完成前後を問わず、設計企業に対して、業務水準の範囲の内外を問わず、変更内容を記載した書面を設計企業に交付して、空調設備の設計の変更を求めることができる。この場合、設計企業は、当該変更の要否及び本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して、市からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。市は、かかる設計企業の検討結果を踏まえて、設計変更の要否を最終的に決定し、設計企業に通知する。設計企業は当該決定内容に従うものとする。
- 2 前項の規定に従い、設計企業が空調設備の設計変更を行った場合の当該変更により発生した増加費用及び損害（以下「増加費用等」という。）の負担については、当該変更を要するに至った事由に応じて次の各号に基づくものとする。なお、当該設計変更により、本事業契約に基づく設計企業の業務に係る費用が減少したときの第 7 章の規定に基づいて支払われる対価についてはこれを減額する。又、第 1 項又は第 2 項の設計変更に起因する施工業務の工期等の変更については、第 35 条によるものとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由による場合
構成企業は、増加費用等の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求し、市は当該増加費用等を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については設計企業と協議する。
 - (2) 構成企業の責めに帰すべき事由による場合
増加費用等は構成企業が負担する。
 - (3) 不可抗力による場合
別紙 6 に従う。
 - (4) 法令変更による場合
別紙 7 に従う。

第 20 条（設計企業の請求による設計の変更）

- 1 設計企業は、市の事前の承諾を得た場合を除き、空調設備の設計変更を行うことはできないものとする。市の事前の承諾を得ずに設計変更を行った場合は、市は設計企業及び施工企業に対し、当該変更前の設計に従った工事へ補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定により設計企業が市の事前の承諾を得て空調設備の設計変更を行う場合、当該変更により設計企業に増加費用又は損害が発生したときの負担及び当該設計変更により本事業契約に基づく設計企業の業務に係る費用が減少したときの第 7 章の規定に基づいて支払われる対価の取扱については、前条第 2 項によるものとする。
- 3 第 1 項の設計変更に起因する工期等の変更については、第 35 条によるものとする。

第 4 章 空調設備の施工業務及び工事監理業務

第 1 節 施工業務

第 21 条（基本方針）

施工企業は、本章に規定する施工業務及びこれに付随し関連する業務を実施するにあたっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に市と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。又、施工企業は、施工期間中の事業実施場所における市の発注にかかる第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）が存在する場合、その予定を事前に市に確認し、市を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、学校教育活動等に支障がないよう市と事前に十分協議のうえ、別紙 4（1.4.施工業務に係る計画書等）に定める書類・図面等を作成し、市へ提出してその承認を得なければならない。

第 22 条（空調設備の施工）

- 1 施工企業は、別紙 4（1.4.施工業務に係る計画書等）に定める書類・図面等並びに別紙 2 の日程表に従い、かつ、法令等を遵守して、施工業務を行わなければならない。
- 2 仮設、施工方法その他施工業務を行うために必要な一切の業務手段については、入札説明書等、事業者提案書類及び別紙 4（1.4.施工業務に係る計画書等）に定める書類・図面等に基づき、施工企業の責任及び費用において行うものとする。
- 3 施工業務に伴う光熱水費については、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、構成企業の負担とする。但し、試運転調整に要する光熱水費については、構成企業は無償で使用できることとするが、既設照明の使用は必要最低限の範囲に留めるものとし、こまめに消灯する等、節電に心掛けるものとし、又、電動工具等の充電は構成企業の負担において事前に実施するものとする。
- 4 施工企業は、施工業務に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報感知器、機械警備システム等の既存物の移設等が必要となる場合は、市及び対象校と協議し、市の指示に基づき法令等を遵守のうえ、移設し、速やかに機能回復等を行うものとする。ただし、市及び対象校が機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。又、既存物の移設等及び機能回復等に伴う、費用負担については施工企業が負担するものとする。
- 5 施工企業は空調設備の施工期間中、事業実施場所に常に別紙 4 に定める書類のうち必要な書類を整備しなければならない。

第 23 条（空調設備の施工業務に関する許認可及び届出等）

- 1 施工企業は、施工業務に関する本事業契約上の義務を履行するために必要な許認可等の取得、届出等の一切を施工企業の責任及び費用において行う。
- 2 施工企業が市に対して協力を求めた場合、市は、施工企業による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等について、必要な協力を行うものとする。
- 3 施工企業が、第 1 項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成し、速やかにこれを市へ提出するものとする。

第 24 条（事業実施場所の管理等）

- 1 施工企業は、施工業務を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所について、事前に、市に対してその使用期間を明らかにした届出を行い、市から使用についての承諾を得なければならない。
- 2 施工企業は、市が使用を承諾した期間、学校教育現場での施工業務であることを十分理解し、善良な管理者の注意をもって前項の規定による使用について、承諾を得た場所、資材等の管理を行わなければならない。

第 25 条（空調設備の施工業務に関する第三者の使用）

- 1 施工企業は、施工業務の一部に限り、第三者にそれを請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。
- 2 施工企業は施工業務を行うにあたって、第三者を使用する場合、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

第 25 条の 2（現場代理人及び主任技術者等）

- 1 施工企業は、現場代理人、主任技術者及び専門技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の 2 に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 この契約による工事が、建設業法第 26 条第 2 項の規定に該当する場合には、前項中「主任技術者」とあるのは「監理技術者」とするものとする。
- 3 この契約による工事が建設業法第 26 条第 3 項の規定に該当する場合には、第 1 項又は前項の規定により設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者としなければならないものとし、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けている者としなければならない。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書きに規定する者をいう。以下同じ）を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。
- 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、対価の変更、工期の変更、対価の請求及び受領、第 25 条の 3 第 1 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知、同条第 4 項の請求、同条第 5 項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、施工業務に関しこの契約に基づく施工企業は一切の権限を行使することができる。ただし、市が現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、連絡体制が確保されると認められた場合は、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 施工企業は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第 25 条の 3（工事関係者に関する措置請求）

- 1 市は、現場代理人がその職務（主任技術者又は監理技術者、専門技術者と兼任する現場代理人にあつてはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、施工企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 市は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他施工企業が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、施工企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 施工企業は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に市に通知しなければならない。
- 4 施工企業は、市〔又は監督職員〕がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、

市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 5 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に施工企業に通知しなければならない。

第 26 条（施工業務の責任）

- 1 施工企業は、施工業務に係る一切の責任を負担する。
- 2 第 25 条の施工業務に関する第三者の使用はすべて施工企業の責任において行うものとし、施工業務に関する第三者の行為はすべて施工企業の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて施工企業の責めに帰すべき事由として、施工企業が責任を負うものとする。

第 27 条（施工業務に伴う近隣対策等）

- 1 施工企業は、自らの責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞など施工業務に伴い近隣住民が受ける影響などを検討し、合理的な範囲で近隣対策を実施しなければならない。
- 2 施工企業は、この近隣対策の実施について、市に対し、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 施工企業は、市の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、別紙 4（1.4.施工業務に係る計画書等）に定める書類・図面等並びに別紙 2 の日程表に規定する内容を変更することはできない。
- 4 近隣調整の結果、別紙 2 の日程表に記載の供用開始日（第 35 条又は第 37 条により変更された場合には当該開始日）の遅延が見込まれる場合、工期等の変更については、第 35 条によるものとする。
- 5 近隣調整の結果、施工企業に生じた費用（前項の供用開始日に変更されたことによる費用増加も含む。）については、施工企業が負担するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、本事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望又は苦情等（以下「近隣住民の反対運動等」という。）に直接起因する費用又は損害については市が負担する。又、本事業を行うこと自体に対する住民反対運動等に対する対応は市が行うものとし、施工企業は市に協力する。なお、本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は施工企業が、その責任と費用負担にて行う。

第 28 条（廃棄物の処理等）

- 1 施工企業は、施工業務にあたり発生した廃棄物の再資源化に努めるとともに、これを廃棄する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。
- 2 施工企業は、前項に加え、フロン類を使用するものについては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。
- 3 施工企業は、前二項につき、法令に定められた書類の他、その実施状況を記録し、法令等に定められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時（ただし、市の要求がある場合は速やかに。）、市に提出しなければならない。
- 4 施工企業は、施工業務にあたり、アスベストが存在することが判明した場合、市に報告のうえ、自らの責任において、大気汚染防止法、石綿障害防止規則その他の関係する法令及び条例等に従い施工するとともに、アスベストが使用されているものを処分するときは、第 1 項による他、上記法令を遵守しなければならない。なお、アスベストが存在することが判明したことにより施工企業に生じた合理的な増加費用は市が負担するものとする。
- 5 施工企業は、施工業務にあたり、PCB が存在することが判明した場合、PCB 含有分析を行い、その結果を報告するとともに、高濃度 PCB 廃棄物であった場合は、関係する法令及び条例等に従

い市指定場所へ搬入し、それ以外の場合は、自らの責任において処分しなければならない。なお、PCBが存在することが判明したことにより施工企業に生じた合理的な増加費用は市が負担するものとする。

第 28 条の 2 (臨機の措置)

- 1 施工企業は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、施工企業は、あらかじめ市〔監督職員が選任される場合は監督職員〕の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、施工企業は、そのとった措置の内容を市〔監督職員が選任される場合は監督職員〕に直ちに通知しなければならない。
- 3 市〔監督職員が選任される場合は監督職員〕は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、施工企業に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 施工企業が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、施工企業が施工業務に関する対価の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市が負担する。

第 29 条 (施工企業による空調設備の完成検査)

施工企業は、対象校単位で、空調設備の完成検査を行い、対象校においていずれも、業務水準を満たしていることを確認する。

第 29 条の 2 (施工業務の完了)

- 1 施工企業は、施工業務中及び施工業務完了後、市に対し、速やかに別紙 4 (2.2.施工業務に係る報告書等) に定める書類・図面等を提出し、市は確認を行うものとする。
- 2 市は、前項に規定する書類・図面等を受領し確認を行ったことを理由として、施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

第 2 節 工事監理業務

第 30 条 (空調設備の工事監理)

- 1 工事監理企業は、業務水準に基づき、施工業務に関する工事監理を実施する。
- 2 工事監理企業は、施工企業が施工業務に着手する前に、自らの責任及び費用により、対象校に工事監理者を配置し、配置後速やかに市に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙 4 (1.5.工事監理業務に係る計画書等) に定める書類を市に提出してその承認を得るものとする。なお、工事監理者は、工事監理を行う当該対象校の施工業務を担当する企業の従業員であってはならず、又、施工企業と相互に資本面又は人事面において関連のある企業の従業員であってはならない。また、設計業務と工事監理業務を同一の者 (人) が兼ねることはできない。
- 3 工事監理企業は、事業実施場所を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成させうえ、定期的に工事監理の状況を市に報告し、市が要請したときは、随時報告を行うものとする。
- 4 工事監理企業は、契約期間中、別紙 4 (1.5.工事監理業務に係る計画書等) に定める書類を市に提出して、同別紙に従いその承認又は確認を得るものとする。
- 5 工事監理企業は、対象校単位で施工業務が完了するごとに、工事監理者をして、工事検査を行わせた後、別紙 4 (2.3.工事監理業務に係る報告書等) に定める書類を提出させ、市の確認を得させるものとする。市は、かかる書類を受領し確認を行ったことを理由として、施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。
- 6 工事監理企業は、市に対し、対象校において、前項の工事検査を行う 7 日前 (当該日が市の休日当たる場合は、直前の市の開庁日。) までに、市に対して、当該工事検査の日程を通知する。

- 7 市は、第 5 項の工事検査に立会うことができる。ただし、市は、工事検査への立会いを理由として、何らの責任を負担するものではない。
- 8 工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで、施工企業は必要となる協力を行う。
- 9 施工企業は、自ら請け負った同一事業実施場所（対象校単位とする。）における施工業務について、その工事監理業務を請け負うことはできない。施工企業が施工業務を第三者に委託した場合の当該第三者も同様とする。

第 31 条（空調設備の工事監理業務に関する第三者の使用）

- 1 工事監理企業は、工事監理業務の一部に限り、第三者にそれを請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。
- 2 工事監理企業は工事監理業務を行うにあたって、第三者を使用する場合、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

第 32 条（工事監理業務の責任）

- 1 工事監理企業は、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 前条の工事監理業務に関する第三者の使用はすべて工事監理企業の責任において行うものとし、工事監理業務に関して構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて工事監理企業の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて工事監理企業の責めに帰すべき事由として、工事監理企業が責任を負うものとする。

第 3 節 市による確認

第 33 条（市による説明要求及び事業実施場所立会い等）

- 1 市は、随時、空調設備が、別紙 4 に定める各書類等、業務水準に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、市は、施工業務の状況その他について、施工企業に事前に通知したうえで、施工企業又は第 25 条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、又、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。
- 2 施工企業は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力をを行うものとし、又、第 25 条に規定する第三者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 第 1 項に規定する説明又は確認の結果、空調設備の施工状況が別紙 4 に定める各書類等、業務水準を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は、施工企業に対してその是正を求めるものとし、施工企業はこれに従わなければならない。
- 4 施工企業は、空調設備の施工期間中に施工企業が行う空調設備に関する検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとする。なお、市は、施工企業が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 5 市は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、空調設備の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。
- 6 市は、必要に応じて監督職員又は検査職員を任命することができる。当該任命を行った場合、当該職員に関しては、市が定める「松阪市契約規則」、「松阪市建設工事執行規程」、「建設工事請負契約の条項」の定めに従うものとする。

第 33 条の 2（工事材料の品質及び検査等）

- 1 工事材料の品質については、入札説明書等に定めるところによる。ただし、入札説明書等にその

- 品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質（均衡を得た品質）を有するものとする。
- 2 施工企業は、入札説明書等において監督職員の検査（確認を含む。以下本条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督職員は、施工企業から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
 - 4 施工企業は、工事現場内に搬入した工事材料を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
 - 5 施工企業は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から 7 日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

第 4 節 完成確認

第 34 条（市による空調設備の完成確認）

- 1 市は、工事監理企業から第 30 条第 5 項に規定する書類の提出により報告を受けた後、14 日以内（14 日目の日が市の休日に当たる場合は、その直前の市の開庁日まで）に、完成確認を実施し、空調設備が、業務水準を満たしていることを確認するものとする。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を施工企業に通知して、空調設備を最小限破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、施工企業の負担とする。
- 2 完成確認の結果、空調設備が、業務水準に従い施工されているときは、市は代表企業に対し、完成確認書を交付する。
- 3 完成確認の結果、業務水準を客観的に逸脱していることが判明したときは、市は各業務を担当する構成企業に対してその是正を求めることができ、当該構成企業は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。
- 4 市は、是正を勧告した構成企業が前項の是正の完了を報告した日から 14 日以内（14 日目の日が市の休日に当たる場合は、その直前の市の開庁日まで）に再度、完成確認を実施するものとする。当該完成確認の結果、業務水準を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。
- 5 市は、第 1 項に規定する完成確認を行ったことを理由として、設計業務、施工業務、工事監理業務その他本事業契約に基づく構成企業の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、市が第 1 項に規定する完成確認を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第 5 節 工期等の変更等

第 35 条（工期等の変更）

- 1 市が構成企業に対して、別紙 4 に定める施工計画書に記載する工期等の変更を請求した場合又は構成企業の責めに帰すことのできない事由により施工計画書に記載する工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、市及び代表企業は協議により当該変更の可否を定めるものとする。この場合において、市及び代表企業の間において協議が調わない場合、市が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始日を定めるものとし、構成企業はこれに従わなければならない。
- 2 構成企業が、自らの責めに帰すべき事由により、施工計画書に記載する工期等を遵守できないこと又はその可能性があることを認識した場合、直ちに市に通知し、対応について市の指示に従うものとする。

第 36 条（工期変更に伴う費用負担）

- 1 市の責めに帰すべき事由により、工期の延長等が生じ、空調設備の引渡しが遅延した場合、又

は工期を短縮した場合には、市は、これらに伴い構成企業が負担した合理的な増加費用に相当する金額を代表企業に対して支払う。この場合、市はその他に発生した損害を負担しない。

- 2 法令の変更又は不可抗力により、工期の延長等が生じ、空調設備の引渡しが遅延した場合、又は工期を短縮した場合には、当該工期変更に起因して構成企業に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、別紙 6 又は別紙 7 に従う。
- 3 前二項の事由以外の事由により、工期の延長等が生じ、空調設備の引渡しが遅延した場合、代表企業は、当該遅延に関し市に生じた増加費用及び損害に相当する額を直ちに支払うとともに、別紙 2 の日程表に記載する各期限の翌日から実際に空調設備が施工企業から市に対して引渡された日までの期間（両端日を含む。）において、遅延した部分に係る施工業務に関する対価の金額につき、第 63 条に規定する遅延損害金を支払う。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の制定又は改正（以下「法令改正等」という。）又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、施工計画書に記載する工期等が変更された場合の増加費用又は損害の負担は、前各項の趣旨を踏まえて市と代表企業が協議して精算する。協議が調わない場合、市が精算額を決定し代表企業に通知するものとし構成企業はこれに従うものとする。

第 6 節 空調設備の引渡し及び供用開始

第 37 条（空調設備の引渡し及び供用開始）

施工企業は、市に対し、第 34 条に基づく市の完成確認を得たときは、完成した空調設備を引き渡すものとする。なお、空調設備の供用開始を別紙 2 で定める供用開始日よりも前の日とする必要が生じる場合、市は代表企業と協議のうえ、当該開始日を市が決定するものとする。

第 7 節 契約不適合責任

第 38 条（空調設備の契約不適合責任）

- 1 市は、引き渡された空調設備が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、構成企業に対し、空調設備の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、構成企業は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第 1 項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて対価の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに対価の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 構成企業が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 空調設備の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、構成企業が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

第 38 条の 2（契約不適合責任期間等）

- 1 市は、引き渡された空調設備に関し、第 37 条の規定による引渡しを受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、対価の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、構成企業の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 市が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項、第5項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を構成企業に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 市は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が構成企業の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合責任期間を経過しても市は構成企業に対して契約不適合責任を追及できる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 引き渡された空調設備の契約不適合が支給材料の性質又は市若しくは監督職員の指図により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、構成企業がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第39条（工事による損傷補修責任）

空調設備の施工により、事業実施場所、事業実施場所に設置された設備等、対象校の建物が損傷したときには、市は、施工企業に対し、当該損傷を補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該き損又は不具合が市又は教職員、生徒、児童、保護者その他の対象校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。

第5章 モニタリング

第40条（モニタリング）

- 1 構成企業は、本事業契約締結後、別紙4（1.2.セルフモニタリング計画書）に定めるセルフモニタリング計画書を市へ提出してその承認を得るものとする。
- 2 構成企業は、自らの費用負担において、業務水準を確保するために、セルフモニタリングを実施しなければならない。市は、構成企業が実施したセルフモニタリングの結果をもとに、市が自らの費用負担において実施するモニタリングを行う。
- 3 市が実施したモニタリングの結果、空調設備の性能及び構成企業の業務内容が客観的に性能基準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は構成企業に対し、改善要求措置その他相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨を勧告する。
- 4 構成企業は、市から前項に基づく是正指示を受けた場合には、直ちに是正し、是正後速やかに市に対し、当該指示に対する対応状況を報告する。
- 5 空調設備に係る性能基準を客観的に満たしていない理由が、構成企業の故意又は重大な過失によるものであると判明した場合、市は構成企業に対し、損害賠償を請求することができる。
- 6 市は、本条に規定する説明及び確認の実施を理由として、空調設備に係る性能基準について何らの責任を負担するものではない。

第6章 その他の業務

第41条（その他の業務）

- 1 構成企業は、空調設備の設計業務、施工業務及び工事監理業務の他、自らが事業者提案書類において担当すると明示した業務（以下「その他の業務」という。）を自らの責任及び費用負担において行う。
- 2 市の責めに帰すべき事由（市の指示又は請求（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起

因する場合を除く。)、入札説明書等の不備、市による変更(構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因する場合、法令変更又は不可抗力による場合を除く。)、又は市による設計書類等の変更(各構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因する場合、法令変更又は不可抗力による場合を除く。)を含む。)によりその他の業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。

- 3 構成企業の責めに帰すべき事由により自らの担当するその他の業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、構成企業が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 4 法令の変更又は不可抗力によりその他の業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第 53 条又は第 55 条に従う。

第 7 章 本事業に係る対価の支払い

第 42 条(設計業務、施工業務、工事監理業務に係る対価の支払)

- 1 市は、別紙 5 に記載される金額のうち、設計・施工・工事監理業務(その他の業務がある場合はその他の業務を含む。以下同じ。)に関する対価を、代表企業の指定する口座に振込入金する方法により支払う。
- 2 第 18 条第 1 項の市の確認が全対象校完了したときは、構成企業は代表企業を通じて市に対して、設計業務に関する対価から前払金を控除した残額を請求することができる。当該請求があったときは、市は、請求を受けた日から 30 日以内に、当該請求額を代表企業の指定する口座に振込入金する方法により支払う。
- 3 構成企業は代表企業を通じて市に対して、第 37 条に定める全対象校の空調設備の引渡し完了後に、施工業務に関する対価から前払金及び中間前払金を控除した残額、工事監理業務に関する対価から前払金を控除した残額を請求することができる。市は、当該請求があったときは、請求を受けた日から工事監理業務に関する対価は 30 日以内に、施工業務に関する対価は 40 日以内に、当該請求額を代表企業の指定する口座に振込入金する方法により支払う。
- 4 設計企業、施工企業又は工事監理企業は、代表企業に対し、第 1 項から第 3 項に係る請求及び代表企業の指定する口座による受領を委任し、代表企業はこれを受任する。代表企業と設計企業、施工企業及び工事監理企業は、本事業契約が有効である限り、本項の委託関係を解除、取消、撤回等理由の如何を問わず、解消することはできない。

第 42 条の 2(前金払及び中間前払)

- 1 構成企業は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を市に寄託して、松阪市会計規則(平成 17 年松阪市規則第 62 号)第 64 条の規定により算出した前払金の支払を市に請求するものとする。
- 2 構成企業は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、構成企業は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 市は、第 1 項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- 4 構成企業は、第 1 項の規定による施工業務の前払金の支払いを受けた後、保証事業会社と中間前払金に関する保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、施工業務の対価の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを市に請求することができる。(構成企業が契約時に中間前払金又は部分払、いずれかを選択し市に申し出るものとする。)前 2 項の規定は、この場合について準用する。
- 5 構成企業は、前項の施工業務の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、市の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、市は、構成企業の請求があったときには、直ちに認定を行い、当該認定の結果を構成企業に通知しなければならない。

- 6 構成企業は、施工業務の対価が著しく増額された場合においては、その増額後の施工業務の対価の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは中間前払金を含む。以下この条から第42条の4までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 7 構成企業は、施工業務の対価が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の施工業務の対価の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）を超えるときは、構成企業は、施工業務の対価が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第42条の5（部分払）又は第42条の6（部分引渡し）の規定による支払をしようとするときは、市は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 8 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、市と構成企業とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、施工業務の対価が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、市が定め、構成企業に通知する。
- 9 第7項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに施工業務の対価を増額した場合には、増額後の施工業務の対価が減額前の施工業務の対価以上の額であるときは、構成企業は、その超過額を返還しないものとし、増額後の施工業務の対価が減額前の施工業務の対価未満の額であるときは、構成企業は受領済みの前払金の額からその増額後の施工業務の対価の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 10 構成企業は、設計業務及び工事監理業務の対価が著しく増額された場合においては、その増額後の設計業務及び工事監理業務の対価より算出した前払金額から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 11 構成企業は、設計業務及び工事監理業務の対価が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計業務及び工事監理業務の対価の10分の4を超えるときは、構成企業は、設計業務及び工事監理業務の対価が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第42条の6（部分引渡し）の規定による支払をしようとするときは、市は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。
- 12 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに設計業務及び工事監理業務の対価を増額した場合には、増額後の設計業務及び工事監理業務の対価が減額前の設計業務及び工事監理業務の対価以上の額であるときは、構成企業は、その超過額を返還しないものとし、増額後の設計業務及び工事監理業務の対価が減額前の設計業務及び工事監理業務の対価未満の額であるときは、構成企業は受領済みの前払金の額からその増額後の設計業務及び工事監理業務の対価の10分の4の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- 13 市は、構成企業が第7項及び第11項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の率（以下「支払遅延防止法の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

第42条の3（保証契約の変更）

- 1 構成企業は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。
- 2 構成企業は、前項に定める場合のほか対価が減額された場合において、保証契約を変更したと

きは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。

- 3 構成企業は、第 1 項又は第 2 項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、構成企業は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 4 構成企業は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

第 42 条の 4（前払金の使用等）

- 1 構成企業は、設計業務及び工事監理業務における前払金を本業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（本業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。
- 2 構成企業は、施工業務に係る前払金を本業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（本業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該業務の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該施工業務の施工に要する費用（保証料を含む。）に充てられる前払金の額の上限は、前払金の総額の 100 分の 25 とする。

第 42 条の 5（部分払）

- 1 構成企業は、本業務の完成前に、出来高部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品（第 33 条の 2 の規定により監督職員の検査を要するもの〈入札説明書等において監督職員の検査（確認を含む）を受けて使用すべきものと指定された工事材料〉にあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないもの〈入札説明書等で部分払の対象とすることを指定したもの〉に限る。）に相応する対価相当額の 10 分の 9 以内の額について、次項から第 7 項までに定めるところにより部分払を請求することができる。ただし、債務負担行為に基づく工事又は製造その他についての請負契約にあって国又は県からの補助金（各年度ごとに交付の申請をするものに限る。）の交付の対象となるもので、かつ、市が特に必要と認められた場合は、この限りでない。なお、この請求は、松阪市契約規則（平成 17 年松阪市規則第 64 号）第 45 条に定める回数を超えることができない。
- 2 構成企業は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確認を市に請求しなければならない。
- 3 市は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、構成企業の立会の上、入札説明書等に定めるところにより、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を構成企業に通知しなければならない。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を構成企業に通知して、出来高部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、構成企業の負担とする。
- 5 構成企業は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、市は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。
- 6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の対価相当額は、市と構成企業とが協議して定める。ただし、市が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、構成企業に通知する。

部分払金の額 \leq 第 1 項の対価相当額 \times (9/10 - 前払金額/対価)

- 7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び前項中「対価相当額」とあるのは「対価相当額から既に部分払の対象となった対価相当額を控除した額」とするものとする。

第 42 条の 6 (部分引渡し)

- 1 空調設備について、市が入札説明書等において業務の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 34 条及び第 37 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「空調設備」とあるのは「指定部分に係る空調設備」と、第 42 条中「対価」とあるのは「部分引渡しに係る対価」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 2 前項にかかわらず、令和 8 年度に関しては、市は対価の支払いを要することなく構成企業に対して指定部分の引渡しを求めることができるものとする。この場合、市は令和 9 年度において実務上可能な限り早い時期に令和 8 年度に引渡しを受けた指定部分の対価を支払うものとする。ただし、令和 8 年度に前払金又は中間前払金が支払われた指定部分についてはこの限りでない。
- 3 第 1 項の規定により準用される第 42 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る対価の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相応する対価の額は、市と構成企業とが協議して定める。ただし、市が前項の規定により準用される第 42 条第 2 項及び第 3 項の請求を受けた日から 14 日以内に協議が整わない場合には、市が定め、構成企業に通知する。

$$\text{部分引渡しに係る対価の額} = \text{指定部分に相応する対価の額} \times (1 - \text{前払金額} / \text{対価})$$

第 42 条の 7 (債務負担行為に係る契約の特則)

- 1 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における対価の支払の限度額(以下「支払限度額」という。)は、別紙 5 のとおりとする。
- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、別紙 5 のとおりである。
- 3 市は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

第 42 条の 8 (債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払の特則)

- 1 本業務は、契約会計年度に翌会計年度分の前金払及び中間前金払を含めて支払う旨が入札説明書に定められているため、構成企業は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金及び中間前金払相当分(円以内)を含めて前払金及び中間前金払の支払を請求することができる。

第 42 条の 9 (債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

- 1 この契約において、前払金及び中間前金払の支払を受けている場合の部分払金の額については、第 42 条の 5 第 6 項及び第 7 項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{対価相当額} \times 9/10$$

$$\begin{aligned} & - (\text{前会計年度までの支払金額} + \text{当該会計年度の部分払金額}) \\ & - \{ \text{対価相当額} - (\text{前年度までの出来高予定額} + \text{出来高超過額}) \} \\ & \times \text{当該会計年度前払金額} / \text{当該会計年度の出来高予定額} \end{aligned}$$

- 2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

令和 8 年度	設計業務	0 回
	施工業務	0 回
	工事監理業務	0 回
令和 9 年度	設計業務	1 回
	施工業務	1 回
	工事監理業務	1 回

第 42 条の 10 (第三者による代理受領)

- 1 構成企業は、市の承諾を得て対価の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることが

できる。

- 2 市は、前項の規定により構成企業が第三者を代理人とした場合において、構成企業の提出する支払請求書に当該第三者が構成企業の代理人である旨の委任状が添付されているときは、当該第三者に対して第 42 条（第 42 条の 6 において準用する場合を含む。）又は第 42 条の 5 の規定に基づく支払をしなければならない。

第 42 条の 11（前払金等の不払に対する業務中止）

- 1 構成企業は、市が第 42 条の 2、第 42 条の 5 又は第 42 条の 6 において準用される第 42 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、業務の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合においては、構成企業は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を市に通知しなければならない。
- 2 市は、前項の規定により構成企業が本業務の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは対価を変更し、又は構成企業が施工業務の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の本業務の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは構成企業に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第 43 条（対価の減額・改定）

市の行為（市の請求に基づく設計書類等の変更を含む。）、法令の変更又は不可抗力により本事業に係る費用が減少した場合、市はその減少費用を別紙 5 に定める本事業に係る対価から減額することができる。

第 8 章 契約の終了

第 44 条（構成企業の債務不履行等による契約解除）

市は、構成企業が次の各号の一に該当するときは、本事業契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 構成企業の責に帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 本事業契約に基づき設置すべき現場代理人、主任技術者、専門技術者等の必要な者を設置しなかったとき。
- (4) 事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合において、市が事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めたにもかかわらず、事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたとき。
- (5) 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられるとき。
- (6) 前 5 号に掲げる場合のほか、本事業契約に違反し、その違反により本事業契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 本事業契約の規定によらないで本事業契約の解除を申し出たとき。
- (8) 構成企業が次の各号のいずれかに該当するものとして、市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第 3 条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第 4 条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア 構成企業又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあっては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴

力団」という。)の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者(暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集团的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められるとき。

- イ 構成企業又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。
- ウ 構成企業又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- エ 構成企業又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に基づく密接な関係を有していると認められるとき。
- オ 構成企業又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に基づく社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 構成企業又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- キ 役員等又はその使用人が、業務(個人の私生活上の行為以外の構成企業の業務全般をいう。)に関し、暴力行為(暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。)を行ったと認められるとき。
- ク 構成企業が、市の発注する工事又は委託の契約等を履行するに当たり、市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用又は再委託したとき。
- ケ また、構成企業が、市の発注する工事又は委託の契約等を履行するに当たり、市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人(一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。)として使用又は再委託(すべての再委託を含む。)していた場合に市が構成企業に対し又は構成企業を通じて当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。
- コ 構成企業が、市の発注する工事又は委託の契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは市への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

第44条の2(契約が解除された場合等の違約金)

1 前条の規定によりこの契約が解除された場合、又は構成企業がその債務の履行を拒否し、若しくは、構成企業の責に帰すべき事由によって構成企業の債務について履行不能となった場合においては、構成企業は、次の第1号の場合に応じて第1号記載の額の10分の3に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 代表企業から市に対する空調設備の引渡しの前 別紙5に定める設計、施工、工事監理業務に関する対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項の、構成企業の責に帰すべき事由によって構成企業の債務について履行不能となった場合に該当する場合とみなす。

(1) 構成企業について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 構成企業について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法

律 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 構成企業について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

3 市の損害額が本条に規定する違約金の額を超える場合においては、市がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

第 44 条の 3 (独占禁止法による契約解除)

市は、構成企業が本事業契約に関して、次のいずれかに該当したときは、本事業契約を解除することができる。

(1) 本事業契約に関し、構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。)第 3 条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項(独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が構成企業又は構成企業が構成事業者である事業者団体(以下「構成企業等」という。)に対して行われたときは、構成企業等に対する命令で確定したものをいい構成企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業契約に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、構成企業等に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) 本事業契約に関し、構成企業(構成企業が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。

第 44 条の 4 (市の任意解除権)

1 市は、工事が完成するまでの間は、第 44 条及び前条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 市は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 44 条の 5 (賠償の予約)

1 構成企業は、第 44 条の 3 各号のいずれかに該当するときは、市が本事業契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、別紙 5 に定める設計、施工、工事監理業務に関する対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 100 分の 20 に相当する額を市が指定する期間内に支払わなければならない。空調設備の引渡後も同様とする。

2 本事業契約に関し、前項の規定に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、構成企業は、市の請求に基づき、前項に規定する額に加え、別紙 5 に定める設計、施工、工

事監理業務に関する対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の 100 分の 10 に相当する額を賠償金として支払わなければならない。

- (1) 本事業契約に関し構成企業が市に対して入札心得第 5 の 4 の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出していたとき。
- (2) 第 44 条の 3 各号に規定する刑に係る確定判決において、構成企業が違反行為の首謀者であると判示されているとき。
- (3) 第 44 条の 3 各号に該当する内容で「松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領」により、指名（入札参加資格）停止を受け、指名（入札参加資格）停止措置期間満了後 10 か年を経過していないとき。
- (4) 市の職員が競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 1 項に規定する罪）又は談合（第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪）の罪に係る確定判決において、構成企業が市の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。

3 前 2 項の規定は、市の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、市がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

第 44 条の 6（解除に伴う措置）

- 1 代表企業から市に対する空調設備の引渡しの前に第 44 条、第 44 条の 3 又は第 44 条の 4 により本事業契約が解除された場合、市は、空調設備の出来形部分が存在する場合、これを検査のうえ、その全部又は一部を出来形部分の評価額に相当する対価を支払って、出来形部分の引き渡しを受け、当該出来形部分の評価額と本事業契約に基づき構成企業が市に支払うべき違約金又は賠償金その他の金銭債務を対当額で相殺することにより決済することができる（ただし市はかかる義務を負わない。）。この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項の場合において、市が被った損害の額が本事業契約に基づき構成企業が市に支払うべき違約金又は賠償金その他の金銭債務の総額を超過する場合は、市は、かかる超過額について構成企業に損害賠償請求を行うことができ、市は空調設備の出来形部分の引き渡しを受け、当該出来形部分の評価額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 3 第 2 項の場合において、市が空調設備の出来形部分の引き渡しを受けない場合、構成企業は、自らの費用と責任により、事業実施場所を原状回復したうえで市に引き渡さなければならない。構成企業が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、市は構成企業に代わって原状回復を行うことができ（ただし市はかかる義務を負わない。）、構成企業はこれに対し異議を申し出ることができず、市はこれに要した費用を構成企業に求償することができる。
- 4 施工企業から市に対する空調設備の引渡し後に、第 44 条、第 44 条の 3 又は第 44 条の 4 により本事業契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利関係（本空調設備の帰属を含むがこれに限らない。）は当該解除により影響を受けないものとする。

第 45 条（市の債務不履行による契約解除）

- 1 契約期間において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が代表企業による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、代表企業は構成企業を代表して本事業契約を解除することができる。ただし、構成企業から市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、検査に合格した部分の引き渡しを受けるものとする。

この場合、市は、当該出来形部分に相応する構成企業が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールに

ついて協議を行う。

- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業が被った損害及び合理的な増加費用（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を、代表企業の指定する口座に振込入金する方法により賠償する。
- 3 第44条の6第4項の規定は、本条の解除に準用する。

第46条（法令変更による契約解除）

- 1 契約期間において、本事業契約の締結後における法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議のうえ、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引き渡しを受ける。この場合、市は、当該出来形部分に相応する構成企業が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項による解除がされた場合で、市が出来形部分の引き渡しを受けない場合、市は代表企業に対して、事業実施場所の原状回復を求めることができる。
- 3 前項による原状回復の費用若しくは出来形部分がない場合に構成企業が第1項の解除までに要した費用の負担又は構成企業に生じた損害の負担については、市と協議を行うものとし、市は当該協議を踏まえ、対価を支払うものとする。
- 4 第44条の6第4項の規定は、本条の解除に準用する。

第47条（不可抗力による契約解除）

- 1 契約期間において、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議のうえ、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引き渡しを受ける。この場合、市は、当該出来形部分に相応する構成企業が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項による解除がされた場合で、市が出来形部分の引き渡しを受けない場合、市は代表企業に対して、事業実施場所の原状回復を求めることができる。
- 3 前項による原状回復の費用若しくは出来形部分がない場合に構成企業が第1項の解除までに要した費用の負担又は構成企業に生じた損害の負担については、市と協議を行うものとし、市は当該協議を踏まえ、対価を支払うものとする。
- 4 第44条の6第4項の規定は、本条の解除に準用する。

第48条（終了手続の費用負担）

本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、構成企業がこれを負担する。

第9章 表明・保証及び誓約

第49条（事実の表明・保証及び誓約）

- 1 構成企業は、市に対して、本事業契約締結日現在において、自らにつき次の各号の事実を表明し、保証する。
 - (1) 構成企業が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自らの財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行す

- る権限及び権利を有していること。
- (2) 構成企業による本事業契約の締結及び履行は、構成企業の目的の範囲内の行為であり、構成企業が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び構成企業の内部規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
 - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、構成企業に適用のある法令及び各構成企業の内部規則に違反せず、構成企業が当事者であり、若しくは構成企業が拘束される契約その他の合意に違反せず、又は構成企業に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。
 - (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある構成企業の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な構成企業の債務が生じること。
- 2 構成企業は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を市に対して誓約する。
- (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 構成企業は、市の事前の書面による承諾なしに、本事業契約上の地位及び権利義務、並びに、本事業等について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- 3 市が前項第2号の承諾を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。
- (1) 市が、本事業契約の内容について必要な変更を行うこと。
 - (2) 市が構成企業に対して本事業契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額を本事業に係る対価から控除できること。
 - (3) 譲渡その他担保権の設定を受けた者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。

第10章 契約保証金等

第50条（契約保証金等）

- 1 施工企業は契約保証金として、次の第1号に掲げる金額を市に納付しなければならない。
 - (1) 別紙5の「1」に記載する空調設備の設計、施工、工事監理（その他の業務がある場合はその他の業務を含む。）に関する対価の30%相当額以上の金額
- 2 第1項の契約保証金の納付は、本事業契約の本契約締結と同時に行うものとする。
- 3 第1項に従い納付された契約保証金は、次の各号に規定する時期に、施工企業の請求に基づき返還する。
 - (1) 第1項第1号の契約保証金については、全ての空調設備の市への引渡しの後、施工企業の請求を受けて速やかに
- 4 施工企業は、第1項の契約保証金の納付に代えて、市の認める有価証券を担保として市に提供することができる。
- 5 施工企業が、本事業契約の履行を保証する市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を市に提出したとき又は、本事業契約による債務の不履行により生ずる損害の賠償金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を市に提出したときは、市は、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除または納付したものとする。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
- 6 市は、第1項により納付された保証金、第4項により契約保証金の代わりに市に提供された有価証券、第5項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金を、施工企業の本事業契約に基づき構成企業が市に支払うべき違約金又は損害金に充当できるものとする。市がかかる充当を行った場合で、かつ、本事業契約の全部解除がなされていない場合、施工企業は、充当の通知を受けた日から7日以内に、保証金又は有価証券を、本条の規定する額まで補填するものとする。

- 7 対価の変更があった場合には、保証の額が変更後の対価の **30%相当額以上** に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、施工企業は、保証の額の減額を請求することができる。

第 11 章 付保すべき保険等

第 51 条（付保すべき保険等）

- 1 構成企業は、自らの費用負担の下に、損害保険会社との間で、市の承諾する別紙 8 の 1.(1)及び 1.(2)に記載する内容の保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、市に対し、当該保険証券を呈示するとともに、原本の写しであることを証する旨の作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付するものとする。
- 2 構成企業は、別紙 8 の 1.(1)、1.(2)に各々定める保険期間中、保険契約を維持しなければならない。
- 3 別紙 8 の 1.(1)に記載する保険に基づき市又は構成企業が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、市が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、構成企業が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

第 12 章 法令変更

第 52 条（通知の付与及び協議）

- 1 構成企業が、本事業契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、入札説明書等、事業者提案書類若しくは設計書類等に従い空調設備の施工ができなくなった場合、又は入札説明書等若しくは事業者提案書類で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、代表企業は、その内容の詳細を、直ちに市に対して通知しなければならない。この場合において、市及び構成企業は、当該通知以降、本事業契約に基づく自らの義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び構成企業は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 市が代表企業から前項の通知を受領した場合、市、構成企業は、当該法令変更に対応するために、速やかに空調設備の設計及び施工、別紙 2 の日程表、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から 30 日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を代表企業に対して通知し、構成企業はこれに従い本事業を継続する。

第 53 条（法令変更による増加費用・損害の扱い）

法令変更により、本事業につき、構成企業に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 7 に従う。

第 13 章 不可抗力

第 54 条（通知及び協議）

- 1 構成企業は、不可抗力により、入札説明書等、事業者提案書類若しくは設計書類等に従い空調設備の施工ができなくなった場合、又は入札説明書等若しくは事業者提案書類で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、代表企業は、その内容の詳細を、直ちに市に対して通知しなければならない。この場合において、市及び構成企業は、当該通知以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び構成企業は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順にしたがい、早急に対応措置をとり不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

ない。

- 2 市が代表企業から前項の通知を受領した場合、市、構成企業は、当該不可抗力に対応するために、速やかに空調設備の設計及び施工、別紙 2 の日程表、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から 30 日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を代表企業に対して通知し、構成企業はこれに従い本事業を継続する。

第 55 条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

不可抗力により、本事業につき、構成企業に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 6 に従う。

第 14 章 雑則

第 1 節 著作権等

第 56 条（提出書類の著作権等）

- 1 市は、別紙 4 に定める提出書類及び空調設備について、市の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 前項の別紙 4 に定める提出書類及び空調設備が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 前項にかかわらず、構成企業は、市が別紙 4 に定める提出書類及び空調設備を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならない。自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法に定める権利（同法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）を行使し又は行使させてはならない。
 - （1）別紙 4 に定める提出書類又は空調設備の内容を公表すること。
 - （2）空調設備の完成、修繕等のために必要な範囲で、市及び市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - （3）空調設備を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 4 構成企業は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - （1）第 2 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡、担保提供その他の方法で処分し、又は承継させること。
 - （2）別紙 4 に定める提出書類及び空調設備の内容を公表すること。
 - （3）空調設備に設計企業又は著作者の実名又は変名を表示すること。
- 5 構成企業は、自ら又は著作者が前項第 1 号により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に、前二項に掲げる義務を負わせなければならない。

第 57 条（著作権その他の権利の侵害の防止）

- 1 構成企業は、その作成する成果物及び関係書類（別紙 4 に定める提出書類及び空調設備を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害しないことを、市に対して保証する。
- 2 構成企業は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権その他の権利の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合（ただし、市は、いかなる場合においても、構成企業に代わって当該損害の賠償を行い又は費用を負担する義務を負わない。）には、構成企業は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

第 58 条（特許権等の使用）

構成企業は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限らない。）を負わなければならない。ただし、市が、市及び構成企業以外の第三者の産業財産権の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に当該第三者の産業財産権の対象である旨の明示がなく、かつ構成企業も当該第三者の産業財産権の対象であることを知らなかったときに限り、市はその使用に関する責任を負う。

第 2 節 その他

第 59 条（公租公課の負担）

本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、全て構成企業の負担とする。市は、代表企業に対して本事業に係る対価並びにこれに対する消費税及び地方消費税を支払うほか、本事業契約に関連する全ての公租公課について、本事業契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。本事業契約締結時点で市及び構成企業に予測不可能であった新たな公租公課の負担が当該構成企業に発生した場合には、その負担については、別紙 7 に従う。

第 60 条（協議）

- 1 本事業契約において、協議が予定される事由が発生した場合、市及び代表企業は、速やかに協議の開催に応じなければならない。又、本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と代表企業は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 2 代表企業は、市の要請があった場合には、当該要請に応じて前項の協議に構成企業を出席させる義務を負う。

第 61 条（秘密保持）

- 1 市及び構成企業は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密情報を相手方、自ら若しくは相手方の代理人若しくはコンサルタント又は本事業に係る融資契約の貸付人、その代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市又は構成企業が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。ただし、次の情報は、本項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に市又は構成企業の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 市及び構成企業が本事業契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 2 構成企業は、契約期間中、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、松阪市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を漏洩してはならない。構成企業は、契約期間中及び本事業契約終了後においても、松阪市個人情報保護条例及び市の定めるその他個人情報保護に関わる基準に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持する。
- 3 構成企業は、本事業契約の履行のため、第三者に対して秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとする。
- 4 構成企業若しくは秘密情報の取扱いを委託した第三者が本条の義務に違反したこと、又は、構成企業若しくは当該第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、構成企業は市に対しその損害を賠償するとともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

第 62 条（請求、通知等の様式その他）

- 1 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除（以下「通知等」という。）は、他の方法によることにつき、市と構成企業で合意した場合を除き、書面により行わなければならない。なお、市及び構成企業は、通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する（構成企業が行う場合には代表企業を通じて通知するものとする。）。
- 2 前項に基づく通知等につき、市は、代表企業に対して通知等を行えば足り、これをもって該当する構成企業に対して通知等がなされたものとみなす。代表企業は、自らの責任により、構成企業に通知等がなされたこと及びその内容につき知らせ、構成企業に通知等に対する対応を行わせる。なお、本項の規定は、市が直接該当する構成企業に通知等を行うことを妨げるものではない。
- 3 代表企業が市に対して行う通知等は、構成企業を代表して構成企業の承諾を得て行われたものとみなす。
- 4 本事業契約の履行に関して市と構成企業の間で用いる計量単位は、設計書類に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成 4 年法律第 51 号）に定める。
- 5 期間の定めについては、「民法」（明治 29 年法律第 89 号）及び「商法」（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。
- 6 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第 63 条（延滞利息）

市又は構成企業が本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、市又は構成企業は、未払い額につき、当初指定された期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の割合を乗じて計算した金額を加算して支払わなければならない。

第 64 条（誓約書の提出）

構成企業及びその下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、松阪市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、構成企業がとりまとめて市に提出しなければならない。ただし、市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

第 65 条（解釈等）

- 1 市と構成企業は、本事業につき、本事業契約と共に、入札説明書等、入札説明書等に対する質問への回答（その後の変更を含む。）、事業者提案書類の定めは、すべて本事業契約の契約内容を構成することを確認する。
- 2 前項記載の書類等の間に記載の齟齬がある場合、本事業契約、入札説明書等に対する質問への回答、入札説明書等、事業者提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、事業者提案書類とこれに優先する書類等との間に齟齬がある場合で、事業者提案書類に記載された性能又は水準が事業者提案書類に優先する前項記載の書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で事業者提案書類の記載が優先するものとする。
- 3 前項記載の同一順位の書類等の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市の選択によるものとする。ただし、事業者提案書類の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市は、構成企業と協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定する。

第 66 条（準拠法）

本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

第 67 条（管轄裁判所）

本事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

(以下余白)

本事業契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、松阪市及び代表企業が本書各自1通を保有する。構成企業においては、写しを保有する。

令和8年●月●日

市

住 所 松阪市殿町 1340 番地 1
松阪市
代表者 松阪市長 竹上 真人

構成企業（代表企業）

住 所 •
•
•

構成企業

住 所 •
•
•

構成企業

住 所 •
•
•

構成企業

住 所 •
•
•

別紙1 対象校一覧

区分	学校名	住所	都市ガス 本管の 有無
小学校 (29校)	第一小学校	殿町 1349 番地 1	○
	第二小学校	垣鼻町 633 番地	○
	第三小学校	西之庄町 150 番地	○
	第四小学校	鎌田町 428 番地 4	○
	第五小学校	久保町 276 番地	○
	幸小学校	殿町 1198 番地 2	○
	松江小学校	川井町 380 番地 1	○
	伊勢寺小学校	伊勢寺町 26 番地	—
	港小学校	荒木町 16 番地	—
	東部北小学校	大宮田町 195 番地	—
	東部南小学校	豊原町 1120 番地	—
	花岡小学校	大黒田町 757 番地	○
	松尾小学校	丹生寺町 566 番地	—
	大河内小学校	矢津町 1775 番地	—
	南小学校	小片野町 945 番地	—
	射和小学校	射和町 557 番地 1	—
	山室山小学校	光町 1 番地	—
	徳和小学校	上川町 197 番地 4	—
	豊地小学校	嬉野堀之内町 229 番地	—
	中川小学校	嬉野中川町 1057 番地	—
	豊田小学校	嬉野川北町 1338 番地 2	—
	中原小学校	嬉野田村町 44 番地	—
	天白小学校	曾原町 774 番地	○
	鵜小学校	笠松町 279 番地	—
	小野江小学校	小野江町 355 番地	—
	よねのしょう 小学校	市場庄町 20 番地	—
	粥見小学校	飯南町粥見 3969 番地	—
	香肌小学校	飯高町森 1810 番地 2	—
	宮前小学校	飯高町宮前 1022 番地	—

区分	学校名	住所	都市ガス 本管の 有無
中学校 (11校)	殿町中学校	殿町 1508 番地 1	○
	鎌田中学校	鎌田町 656 番地	○
	久保中学校	垣鼻町 1790 番地 1	○
	東部中学校	魚見町 884 番地	—
	中部中学校	立野町 1344 番地	—
	大江中学校	小片野町 228 番地	—
	西中学校	曲町 4 番地 8	—
	嬉野中学校	嬉野下之庄町 1725 番地	—
	三雲中学校	中道町 345 番地	○
	飯南中学校	飯南町粥見 566 番地	—
	飯高中学校	飯高町宮前 927 番地	—

別紙2 日程表

本事業契約締結までに、事業者提案に基づき具体的な日程について定める。

事業契約締結：松阪市議会の議決があった日

設計・施工期間：事業契約締結日～令和9年10月31日（約13ヶ月間）

供用開始日：令和9年11月1日

別紙3 法令等の遵守

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

なお、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等を遵守すること。なお、適用法令及び適用基準、市の規則等は、各業務着手時の最新版を使用すること。

ア 法令・施行令・施行規則等

- (ア) 計量法
- (イ) 消防法
- (ウ) 労働安全衛生法
- (エ) 労働基準法
- (オ) 電気事業法
- (カ) 騒音規制法
- (キ) 振動規制法
- (ク) 学校保健安全法
- (ケ) 建築基準法
- (コ) 建築士法
- (サ) 建設業法
- (シ) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- (ス) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
- (セ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (ソ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (タ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ツ) 大気汚染防止法
- (テ) 石綿障害予防規則
- (ト) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (ナ) ガス事業法
- (ニ) 高圧ガス保安法
- (ヌ) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
- (ネ) 下水道法
- (ノ) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (ハ) 労働者災害補償保険法
- (ヒ) 道路交通法
- (フ) 地方自治法

イ 条例等

- (ア) 三重県建築基準条例
- (イ) 三重県環境基本条例
- (ウ) 三重県建築基準法施行細則
- (エ) 松阪市建築基準法施行細則
- (オ) 松阪市景観条例
- (カ) 松阪市景観規則
- (キ) 松阪市環境基本条例
- (ク) 松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (ケ) 松阪市公共下水道条例
- (コ) 松阪市暴力団排除条例
- (サ) 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱

- (シ) 松阪市が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱
- (ス) 松阪市の交付する補助金からの暴力団排除措置要綱

ウ 基準・指針等

- (ア) 学校環境衛生基準
- (イ) 公共建築工事標準仕様書建築工事編
- (ウ) 公共建築工事標準仕様書電気設備工事編
- (エ) 公共建築工事標準仕様書機械設備工事編
- (オ) 建築工事標準詳細図
- (カ) 公共建築設備工事標準図電気設備工事編
- (キ) 公共建築設備工事標準図機械設備工事編
- (ク) 公共建築改修工事標準仕様書建築工事編
- (ケ) 公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編
- (コ) 公共建築改修工事標準仕様書機械設備工事編
- (サ) 建築設備設計基準
- (シ) 建築設備耐震設計・施工指針
(国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修)
- (ス) 建築工事安全施工技術指針
- (セ) 官庁施設の総合耐震計画基準
- (ソ) 建築工事監理指針
- (タ) 電気設備工事監理指針
- (チ) 機械設備工事監理指針
- (ツ) 建築工事監理業務委託共通仕様書
- (テ) 建築保全業務共通仕様書
- (ト) 建築工事設計図書作成基準
- (ナ) 建築工事設計図書作成基準の資料
- (ニ) 建築設備工事設計図書作成基準
- (ヌ) 公共建築工事標準書式
- (ネ) 工事写真の撮り方建築編・建築設備編（公共建築協会編）
- (ノ) 営繕工事写真撮影要領
- (ハ) 「建築物等の利用に関する説明書」作成の手引き
- (ヒ) 営繕工事電子納品要領
- (フ) 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン営繕工事編
- (ヘ) 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン営繕業務編
- (ホ) 業務用冷凍空調機器漏えい点検・修理に関わる規程・ガイドラインの概要
(（社）日本冷凍空調設備工業連合会)
- (マ) 系統連系規程（一般社団法人日本電気協会系統連系専門部会）
- (ミ) 電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン（資源エネルギー庁）
- (ム) 内線規程（一般社団法人日本電気協会需要設備専門部会）
- (メ) 高圧受電設備規程（一般社団法人日本電気協会需要設備専門部会）
- (モ) 高調波抑制対策技術指針（一般社団法人日本電気協会高調波抑制対策専門部会）
- (ヤ) LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）
- (ユ) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針
(有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会)
- (ヨ) 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）
- (ラ) 建築設備設計計算書作成の手引

エ 市の規則、規程等

- (ア) 松阪市契約規則
- (イ) 松阪市会計規則

- (ウ) 松阪市公共工事前金払取扱要綱
- (エ) 松阪市建設工事執行規程
- (オ) 松阪市建設工事入札事務取扱要領
- (カ) 松阪市競争入札心得
- (キ) 松阪市物品及び業務委託契約執行規程
- (ク) 松阪市物品及び業務委託条件付き一般競争入札心得

オ 市の契約書条項

なお、下記（ア）乃至（イ）の条項と本事業契約の条項の内容が矛盾する場合、本事業契約の条項が優先されるものとする。

- (ア) 設計業務等委託契約書条項
- (イ) 建設工事請負契約書の条項

別紙 4 提出書類

1. 事業計画書等

1.1. 事業計画書

契約締結後速やかに、以下に記載する内容を本事業全体の事業計画書として作成し、市に提出して承認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
総括責任者の通知書	1	A4	○	－	
着手届	1	A4	○	－	
事業計画書 ・ 本事業全体の事業スケジュール ・ 本事業全体の組織計画 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
対象校別工事金額一覧表	1	A4	○	○	

1.2. セルフモニタリング計画書

契約締結後速やかに、セルフモニタリングチェックシートを含む以下に記載する内容をセルフモニタリング計画書として作成し、市に提出して承認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
セルフモニタリング計画書 ・ セルフモニタリング項目 （セルフモニタリングチェックシート等） ・ 判断基準 ・ 実施方法・実施体制 ・ 実施時期等	1	A4	○	○	

1.3. 設計業務に係る計画書等

設計業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
照査技術者の通知書	1	A4	○	－	
設計責任者の通知書	1	A4	○	－	
設計担当者の通知書	1	A4	○	－	
設計業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表 ・ 業務組織計画 （担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む） ・ 使用する主な図書及び基準 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
現地調査計画書	1	任意	○	－	対象校ごと
着手届	1	指定	○	－	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

ア 設計業務計画書

・ 設計業務着手前に設計業務計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

1.4. 施工業務に係る計画書等

施工業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
施工責任者の通知書	1	A4	○	—	
施工担当者の通知書	1	A4	○	—	
対象校別組織体制表	1	A3	○	○	
施工業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画 （担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む） ・現場防災マニュアル（緊急連絡先含む） ・連絡体制等 ・再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	1	任意	○	○	
施工計画書 ・仮設計画 ・建設廃棄物処分計画書 ・使用資機材一覧表 ・搬出入計画 ・その他工事計画等	1	任意	○	○	対象校ごと
実施工程表（マスター工程表）	1	任意	○	○	
市内業者発注等計画書	1	任意	○	○	
資材製造所選定等通知書	1	A4	○	—	対象校ごと
アスベスト事前登録システムの登録内容の写し	1	A4	○	—	
施工体制台帳の写し※1	1	A3	○	—	
施工体系図の写し※1	1	A3	○	—	
下請負通知書の写し※1	1	A3	○	—	
建設工事保険証書の写し※1	1	A4	○	—	
労災保険加入証明書の写し※1	1	A4	○	—	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し※1	1	A4	○	—	
コリンズ関連資料	1	A4	○	—	
着手届	1	指定	○	—	必要に応じて
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

※1 施工業務を受託する企業より提出される、施工体制台帳等の写しを市に提出すること。また、施工体制台帳等を更新した場合は、適宜、当該資料の写しを市に提出すること。

ア 施工業務計画書

- ・施工業務着手前に施工業務計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。なお、市の承認を得た後、速やかに施工担当者から対象校に提出し、施工業務計画の説明をすること。

イ 施工計画書

- ・当該工事の着手前に施工計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

ウ 市内業者発注等計画書

- ・施工業務着手前に構成企業から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

エ 資材製造所選定等通知書

- ・使用する主要資材について、当該資材の調達前に資材製造所選定等通知書を作成し、市に提出して承認を得ること。
- ・資材製造所選定等通知書の提出、市による承認を得た後、使用する主要資材について、当該資材の調達前に納入仕様書を作成し、市に提出して承認を得ること。

オ 着手届

- ・施工業務着手前に着手届を作成し、市に提出して承認を得ること。なお、着手届は市の指定書式にて作成すること。

1.5.工事監理業務に係る計画書等

工事監理業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
工事監理責任者の通知書	1	A4	○	－	
工事監理者の通知書	1	A4	○	－	
工事監理業務計画書 ・業務方針書 ・業務工程表 ・業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む) ・使用する主な図書及び基準 ・連絡体制等	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

ア 工事監理業務計画書

- ・工事監理業務着手前に工事監理業務計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

2. 報告書

2.1 設計業務に係る報告書等

設計業務中及び設計業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

【設計業務前】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
現地調査報告書	1	任意	○	○	対象校ごと

【設計業務中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	1	A4	○	○	
提出状況・要求性能承認書	1	任意	○	○	

【設計業務完了後】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計計算書 ・熱負荷計算書 ・構造計算書 ・受変電容量計算書 ・開閉器容量計算書 ・騒音計算書 ・機器選定書（空調機器、発電機） ・耐震計算書（キュービクル、バルクタンク） ・幹線サイズ計算書等	1	任意	○	○	対象校ごと
設計図	1	A3 二つ折製本	○	○	
積算書 ・工事積算数量算出書 ・工事積算数量調書 ・見積検討資料	1	任意	○	○	
関係官庁届出書類	1	A4	○	○	
施工業務時に想定される関係官公署届出書類一覧表（電気・ガス事業者含む）	1	任意	○	○	
設計概要説明書	1	任意	○	○	
設計業務の受託企業による自主検査記録	1	任意	○	○	
事業者による完了検査記録	1	任意	○	○	
市による完了承認検査記録	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能承認書	1	任意	○	○	

ア 設計計算書

- ・本事業対象校ごとに、熱負荷計算書、機器選定書、幹線サイズ計算書等の必要な設計計算書を作成し、市に提出して承認を得ること。

イ 設計図

- ・対象校ごとに空調設備、設計図、電気設備設計図を作成し、市に提出して承認を得ること。なお、報告媒体種別の電子データはCADデータ及びPDFデータとする。
- ・市は、必要に応じて設計変更を指示することができる。なお、設計変更に関する費用負担区分の詳細については、事業契約書において示す。
- ・設計に関する著作権は市に帰属する。

ウ 積算書

- ・本事業対象校ごとに、工事積算数量算出書、工事積算数量調書、見積検討資料等の必要な積算書を作成し、市に提出して承認を得ること。

2.2.施工業務に係る報告書等

施工業務中及び施工業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

【施工業務中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
納入仕様書	1	A4	○	○	対象校ごと
予定工程表（月報、週報等）	1	任意	○	○	
空調設備施工図	1	A3	○	○	
電気設備施工図	1	A3	○	○	
ガス設備施工図	1	A3	○	○	
自動制御設備施工図	1	A3	○	○	
月次報告書 （工事日報、工事写真、実施工程表、打合せ議事録等）	1	A4	○	○	
発生材、撤去品調書	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

【空調設備供用開始前】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
機器完成図書 ・完成届 ・機器完成図 ・機器性能試験報告書 ・あと施工アンカー引き抜き試験報告書 ・機器取扱説明書 ・各種保証書 ・納入業者一覧表等	1	A4	○	○	対象校ごと
試運転調整記録（試験記録を含む）	1	任意	○	○	
隣地境界における騒音測定記録	1	A4	○	○	
空調設備運用マニュアル	1	A4	○	○	
事業者による供用開始前検査記録	1	任意	○	○	
（仮）空調設備の使用に関する取り決め書	1	A4	○	○	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

【施工業務完了時】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
完成図（空調設備・電気設備・ガス設備・自動制御設備）	1	A3 二つ折製本	○	○	対象校ごと
市内業者発注等実績報告書	1	任意	○	○	
各種試験成績書	1	任意	○	○	
工事写真（施工写真、完成写真）	1	A4	○	○	対象校ごと
産業廃棄物管理票（マニフェスト）の写し ・再生資源利用（促進）実施書 ・処理証明書 ・車両登録表 ・運搬ルート	1	A4	○	○	
付属品（付属品リスト含む）	1	A4	○	○	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し	1	A4	○	○	
コリンズ関連資料	1	A4	○	○	
諸官庁届出書類（検査記録を含む）の写し	1	A4	○	○	対象校ごと
施工業務の受託企業による自主検査記録	1	任意	○	○	
事業者による完成検査記録	1	任意	○	○	
市による引渡し検査記録	1	任意	○	○	
工事完成通知書	1	A4	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと
出荷証明書	1	任意	○	○	
引渡書	1	A4	○	○	

- ア 空調設備・電気設備・ガス設備・自動制御設備施工図
- ・施工業務着手前に対象校ごとに空調設備施工図、電気設備施工図、ガス設備施工図、自動制御設備施工図を作成し、市に提出して承認を得ること。
- イ 月次報告書
- ・工事期間中、対象校ごとに工事日報、工事写真、実施工程表、打合せ議事録等をまとめた月次報告書を作成し、市に報告すること。
- ウ 機器完成図書
- ・令和9年11月1日の空調設備供用開始にあたり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、あと施工アンカー引き抜き試験報告書、各種保証書、機器納入業者一覧表等をまとめた機器完成図書を作成し、市に提出して承認を得ること。
- エ 完成図（空調設備・電気設備・ガス設備・自動制御設備）
- ・施工業務完了時に空調設備施工図、電気設備施工図、ガス設備施工図、自動制御設備施工図に基づき、対象校ごとに完成図を作成し、市に提出して承認を得ること。なお、完成図の構成及び報告媒体は原則、設計図に準拠することとし、必要に応じて施工図で作成した図面等を含めること。
- オ 市内業者発注等実績報告書
- ・施工業務完了時に市内業者発注等計画書に基づき、全ての市内業者に関する発注・請負金額等の実績を明記した市内業者発注等実績報告書を作成し、市に提出して承認を得ること。
- カ 工事写真
- ・工事写真は、工事を行う箇所（対象教室、主要機器類の設置場所等）について、施工前、施工中、施工後を提出すること。また、完成後に外部から確認できない主要な部分（天井内隠蔽部、土中埋設部等）についても同様に提出すること。
- キ 緊急防災・減災事業債等の申請用の工事写真として、対象校ごとの写真帳（A4版・両面印刷）並びにJPG形式及びPDF形式のデータ一式（CD又はDVD）を提出すること。

ク 付属品（付属品リスト含む）

- ・施工業務完了時に付属品を対象校に納品すること。また、納品する付属品について、付属品リストを作成し、市及び対象校に提出すること。なお、付属品の納品場所については、事前に対象校と協議すること。

ケ 工事完成通知書

- ・各種検査の完了後、工事完成通知書を作成し、市に提出すること。

2.3.工事監理業務に係る報告書等

工事監理業務中及び工事監理業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

【工事監理業務中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
月次報告書（工事監理日報、打合せ議事録等）	1	A4	○	—	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	
設計変更業務成果品	1	任意	○	○	

【工事監理業務完了時】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
工事監理業務の受託企業による監理者検査記録	1	任意	○	○	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

ア 月次報告書

- ・工事監理業務期間中に対象校ごとに、工事監理日報、打合せ議事録等を纏めた月次報告書を作成し、市に報告すること。

別紙5 支払金額等

1. 契約金額及びその内訳

契約金額 金 _____ 円（消費税及び地方消費税込み）

ただし、設計変更、物価変動及び法令の変更等により、各業務の対価が増減した場合、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、市と構成企業が協議のうえ、変更することがある。

【支払限度額の内訳】

①空調設備の設計業務に関する対価

項目	金額 (令和8年度)	金額 (令和9年度)
うち前払金支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
うち前払金分以外の支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
計（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円

②空調設備の施工業務に関する対価

項目	金額 (令和8年度)	金額 (令和9年度)
うち前払金支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
うち中間前払金分の支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
うち前払金分及び中間前払金分以外の支払分 （消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
計（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円

③空調設備の工事監理業務に関する対価

項目	金額 (令和8年度)	金額 (令和9年度)
うち前払金支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
うち前払金分以外の支払分 （消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
計（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円

【契約金額（出来高予定額）の内訳】

①空調設備の設計業務に関する対価

項目	金額 (令和8年度)	金額 (令和9年度)
うち前払金支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
うち前払金分以外の支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
計（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円

②空調設備の施工業務に関する対価

項目	金額 (令和8年度)	金額 (令和9年度)
うち前払金支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
うち中間前払金分の支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
うち前払金分及び中間前払金分以外の支払分 （消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
計（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円

③空調設備の工事監理業務に関する対価

項目	金額 (令和8年度)	金額 (令和9年度)
うち前払金支払分（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
うち前払金分以外の支払分 （消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円
計（消費税及び地方消費税込み）	円	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円	円

別紙 6 不可抗力による増加費用及び損害の負担

1. 増加費用及び損害が構成企業に生じた場合

契約期間中に不可抗力が生じた場合、空調設備の引渡し前であれば、別紙 5 記載の空調設備の設計、施工、工事監理業務に関する対価の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。

ただし、構成企業が不可抗力により保険金を受領した場合、構成企業に生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額によるものとする。

2. 損害が第三者に生じた場合

契約期間中に不可抗力が生じ、本事業につき、当該不可抗力に起因して第三者に損害が発生した場合で法令に基づき市又は構成企業が当該損害を賠償する義務を負う場合、空調設備の引渡し前であれば、別紙 5 記載の空調設備の設計、施工、工事監理業務に関する対価の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。

ただし、構成企業が不可抗力により保険金を受領した場合、構成企業に生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額によるものとする。

別紙 7 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により構成企業に生じた合理的な増加費用及び損害は以下の 1 及び 2 のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については構成企業が負担する。

- 1 空調設備に関する法令変更等による増加費用
- 2 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）

別紙 8 構成企業が付保する保険契約

付保すべき保険の内容は、構成企業の提案によるものとするが、最低限、下記基準を満たす保険に加入するものとする。又、その他の保険については、構成企業で必要と判断するものに加入することとする。

1. 施工期間中の保険

(1) 設備工事保険

保険契約者	構成企業又は構成企業から施工業務を請け負った者
被保険者	構成企業及び構成企業から施工業務を請け負った者
保険の対象	施工工事
保険期間	工事着手予定日を始期とし、空調設備の引渡し予定日の前日を終期とする。
保険金額	施工工事費
補償する損害	工事現場での突発的な事故により、空調設備や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む。）
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
その他	保険契約者は本事業で保険金が支払われた場合は、その全額を市に支払うものとする。

(2) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	構成企業又は構成企業から施工業務を請け負った者
被保険者	構成企業及び構成企業から施工業務を請け負った者
保険期間	工事着手予定日を始期とし、空調設備の引渡し予定日の前日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 1 億円以上 財物賠償－1 事故あたり 1 千万以上
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
補償する損害	本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	保険契約者は本事業で保険金が支払われた場合は、その全額を市に支払うものとする。